

産業厚生常任委員会報告（抜粋）

1. 審査の結果

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2. 審査の内容

観光経済課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受け、利用実績の確認と今後の利用見込み、県内市町の料金の比較等について審査しました。

審査の結果、適切なものであると判断しました。なお、次の項目について強く申し入れをします。

- (1) 利用料金については、あくまで上限額であるので、実料金を設定する際には慎重に検討されたい。
- (2) 利用料金を改定する際は、今後施設の整備充実に留意されたい。
- (3) 利用者に対し料金の改定を行う際は、事前に十分な周知を図られたい。

議案第51号 松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【討論】

反対討論

井上 栄一 議員

私は、議案第51号松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

この一部改正の条例は、寄りやま運動広場の利用料について利用者に受益者負担をしてもらうため料金を増額する一部改正です。受益者負担を増額するが、寄りやま運動広場は、今後のリニューアルや改修の予定もないため、料金の増額分は維持管理費に対する財源補填となるだけです。

執行者は、料金を改訂する前に借地料や維持管理費の検討・削減に努め、財源を捻出するようにすべきであります。

また、他の公共施設で利用料金を規定している条例とは違い、料金設定が利用料金の上限額を条例で定める方式としています。寄りやま運動広場のこれまでの利用料金は、町内居住・町外居住者とも条例規定額

(=上限額)の1/2を徴収していました。

今後の条例改正後の徴収見込み金額は、町内居住者は条例規定額の100%=上限額を、町外居住者は条例規定額の60%~2/3を実際の徴収額とする改正であり、町民等に対して非常に分かりにくい条例とする一部改正です。

そして、この条例のように上限設定し、利用料金と金額の範囲内での執行を定めるような料金徴収の方式は、執行者、指定管理者の裁量で利用料金を決めることができる規定となり、町民・利用者の負担を決める権利を持つ議会として、一つの金額を議決し、町民にご負担いただくという条例議決権に対し、不適当な条例改正であり、この一部改正条例で料金の上限設定をする規定を正さなかった点についても強く反対します。

以上、本議案に対する反対討論とさせていただきます。

賛成討論

中津川 定雄 議員

議案第51号 松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場として討論させていただきます。

使用料等に関する他の条例では金額イコール使用料となっていますが、本条例では、これまで同様上限額を設定し幅を持たせた中で適切な使用料を決定していくことで良いと考えます。

現にみやま運動広場の場合、一時間当たりの使用料

は550円となっており、条例改正のように倍の額にしても1100円になります。

他町の公園、中井町の中井中央公園は、グラウンドの面積は若干違いますが、同程度の規模であり、一時間当たり1020円、大井町の山田グラウンドは、一時間当たり1000円とほぼ同額となっており、近隣町と比較しても適切な金額となっていることから賛成するものです。